

第5回 官業改革 TF 議事概要

1. 日時：平成 20 年 10 月 10 日（金）10：00～11：00

2. 場所：永田町合同庁舎 1 階 第 2 共用会議室

3. 議題：船員保険保養所について

4. 出席者：(規制改革会議)安念主査、大橋専門委員

(社会保険庁)企画課管理官 長屋 正人

企画課施設整理推進室長 原田 享

安念主査 朝からお集まりいただきましてありがとうございます。私ども、規制改革 3 か年計画のフォローアップをしている関係上から、船員保険保養所について、どういう進捗状況かを伺わなければならないという趣旨で今日はお出ましをいただきました。お忙しいところ、本当にありがとうございます。

それでは、15 分かそこいら御説明をいただきました後で御質問をさせていただきたいと思しますので、どうぞよろしく願いいたします。

長屋管理官 社会保険庁管理官の長屋と申します。船員保険保養所の関係を担当しております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、あらかじめ調査票を提出しておりますので、調査票に沿って現状について御説明申しますと、船員保険保養所につきましては、整理合理化計画を策定しなければならないということで、平成 19 年 9 月に第 1 回の船員保険事業運営懇談会施設検討小委員会を開催しました。これは船舶所有者と被保険者、それから公益委員の 3 者から成る小委員会でございます。当該小委員会を本年 8 月までに 8 回程開催し、議論を重ねてまいりました。途中手間取るところもありましたが、配付されております資料の最後の紙をご覧くださいますと、座長であります野川先生の御尽力もございまして、小委員会としての中間とりまとめを行ったということでございます。

この施設検討小委員会は、大変申し訳ありませんが、非公開で行われていますので、当該小委員会で合意されました内容について今日詳しくお話しすることはできませんが、このとりまとめの中では、平成 21 年 12 月末までに廃止、売却を行う施設が複数あるということも含めた内容の合意をいただいたところでございます。

今後については、この小委員会のとりまとめを親の懇談会である船員保険事業運営懇談会にお諮りしまして、そこで御了承いただき、これを整理合理化計画という形で取りまとめる予定となっております。その段階になれば公にできると考えております。なお、調査票の「講ぜられた措置」のところに「整理合理化を取りまとめる予定。(平成 20 年 9 月予定)」と書いて提出していましたが、大変申し訳ありませんが、関係者の日程が整わないところがございますので、現在日程調整中でございます。

それから、質問事項の中で、平成 18 年度と 19 年度における施設の宿泊利用率と採算状況というお話もございましたので、これについては資料をお配りいたしてございまして、

船員保険の福祉センター 4 か所、保養所 10 か所につきまして、それぞれの利用率、収支の状況をご覧いただけるようにしております。

以上でございます。

安念主査 大体いつごろになりそうですか。

長屋管理官 今、日程調整中ですので、大体 11 月か 12 月を、遅くとも年内にはと思っております。

安念主査 大分ずれ込みましたね。小委員会というのが年度末までには目鼻をつけて、その後、計画、策定というので、夏初めぐらいには形になっているかなというふうに、勿論、管理官御自身もそのように期待しておられたのではないかと思うんです。

大橋専門委員 何でそんなに遅れるんですか。遅れる最大の理由は何ですか。

長屋管理官 やはり廃止するべき施設の箇所数につきまして、労使双方の御意見がそれぞれございますので、その調整に時間を要したということが最大の要因であろうと思っております。

大橋専門委員 箇所数をめぐって、なかなか意見がまとまらなかったということですか。

長屋管理官 そういうことですね。

大橋専門委員 それが延びた理由ですか。

長屋管理官 はい。

大橋専門委員 構図的に言えば、船員側はできるだけ少なくしようということですか。

長屋管理官 船員側は保養所というのは船員の福祉のために大変重要な役割を担っているという御主張でございますので、これは余り廃止すべきでないという御主張でございます。

大橋専門委員 大体、何か所ぐらい廃止ということで調整に入っているんですか。

長屋管理官 これは余り申し上げられないんですけども、複数箇所ということでございます。

大橋専門委員 複数箇所。何でそれほど非公開にしなければならないんですか。非公開の理由がよくわからない。

長屋管理官 ここは関係者の信頼関係ということもございまして、また、親懇談会において了承されれば公開されますので。

大橋専門委員 関係者の信頼関係とは何ですか。

長屋管理官 労働側と船舶所有者側で率直な意見交換をしていくということでございます。

安念主査 しかし、労働者側と使用者側の信頼関係は、それは労使が心配することであって、役所がわざわざ世話をしてやらなくてはならないことではないでしょう。あなたたちで勝手にやって、大人なんだからと、それで十分なんではないですか。今までの経緯もこれありですか。

長屋管理官 そうですね。いずれにせよ、遠からず公開いたしますので、そこは御了解

いただきたいと思います。

安念主査 特に保養所について言えば、こんなことは申し上げても釈迦に説法だが、どう考えても収支が改善するとも思えずですね。確かに1か所当たりの損は数百万か千万の単位だから、こらえ切れないというほどのものだとはいも思わないけれども、しかし、いずれにせよ出ていく一方であることだけは確かです。

私どもが規制改革会議としてなぜこれを行っているかと言えば、将来的に船主の負担になるということが産業としての海運業の足かせになるのではないかというのが1つと、それから、これだけ民間にさまざまなアミューズメントの施設ができて、なおかつ、こういうことを維持していらっしやらないと船員さんにとって本当に困るのかという、そういう疑問なんです。これは最前からずっと申し上げていることでして、どのような内容の計画が出てくるのかということは、あと半月かそこら、あるいは1か月ぐらいのお楽しみということ、それはそれで承りました。複数施設の廃止、売却に向けて厚労省が随分頑張られたということだろうと拝察はするんですが、当会議の問題意識からすれば、少なくとも赤が続いているところは全部おやめくださいというふうに結局は申し上げざるを得ないのではないですかね。

大橋専門委員 そうですね。

安念主査 だから、計画は計画でこれから拝見する話ですが、計画が出たところで、また、これではということでもしあれば、私どもとしてもまたもう一段の御努力を社会保険庁さんをお願いしなければならないということもありうべしということです。

長屋管理官 なるほど。これは既にこれまでのヒアリングでも私どもから、前任の者からもお話ししたと思いますけれども、船員保険の保養所につきましては、確かに船舶所有者の中でも、旅客船とか貨物船の関係の所有者の方は、利用率も低いではないか、利用の補助を出し一般の施設を利用した方がいいではないか、福祉にもなるではないかという御意見もありますが、同じ船舶所有者でも漁船の関係の方は必ずしもそういう御意見ではなく、深夜、早朝にも対応してくれる特別なサービスをこういうところは提供している、通常の宿ではそういうことはやってくれないということもございまして、その辺は船舶所有者の中でも若干意見の相違があります。

安念主査 それは私もよく存じ上げています。船主さんと言っても、非常に大きな会社もあれば、事実上労働者である方もおられます。小さい漁船の方とか、あるいは貨物船でも一杯船主の方などは、大きな船主さんとは全然利害関係が違いますかね。そこら辺のとりまとめは確かに御苦勞の多いところだろうということは私どもも重々承知しているつもりです。

大橋専門委員 平成16年の、この会議の前身の規制改革民間開放推進会議という長ったらしい名前の会議のときもタッチしていたんですが、そのときに申し上げたのは、また厚生労働省はせつかくの閣議決定した決定を逃げ切るのではないか、そういうことは絶対やらないでくださいよということとその席でも2回ぐらい申し上げた覚えがあるんです。11

月と言って、今回も大丈夫ですか。

長屋管理官 今回は大丈夫です。日程調整中でございます。小委員会も親懇談会もメンバーはほとんど同じでございます。海員組合側、船主側と申しまして、それぞれが合意形成をした上で会議に臨んでくる話でございますので、そこでこういう内容でということで合意されたことですから、そこが引っくり返るといことは考えておりません。

安念主査 それは最低限そうしていただかないと、それで計画はとにかくできるということですね。その計画を拝見した後での話ですね。

大橋専門委員 今日、だめだと言ったんだけど、計画を何で見せられないんですかね。公開できないんですか。理由がわからないです。情報公開請求したら、あなたは負けてしまいますよ。多分、裁判行って、あるいは審査会の方で。私にすれば、理由がないもの。合理的な理由が、少なくとも私が納得できるような理由がないもの。もう一遍、改めて聞くけれども、何で非公開にしているんですか。

長屋管理官 繰り返しになりますけれども、小委員会の運営自体が関係者の信頼関係の中で行われているということと、要は、その中で率直な意見交換などもなされるということもございますので、その成果物を小委員会としてとりまとめて、それが本来の懇談会での合意という形になった場合に公表するという考えで皆さんの合意を得てやっていることでございます。

安念主査 しかし、これは国の公式な仕事としてやっている研究であって、単なる労使団交ではありませんからね。労使の団交なら、勿論そんなものは公開する必要などはちっともありませんけれども、国がオフィシャルにやっている仕事を公開できませんというのは、今まで、いろいろな省庁さんから、研究会などについて伺ってききましたが、こういうケースは今回初めてです。利害関係者が集まって、その信頼関係の中で議論をしていかなければいけないというような集まりはほかに幾らもありますけれども、今どき、最初から最後まで非公開などというのはありません。聞いたことがないです。

大橋専門委員 ないね。

長屋管理官 なるほど。

安念主査 なるほどとおっしゃるが、これはなるほどでは済みません。

大橋専門委員 計画案を公にすることによって、せっかくの計画案がちらになるという恐れがあるというんだったら、まあ何となくわかるけれども、そんなことはないわけでしょう。

安念主査 事実上、もう決まっているのではないですか。今の段階で教えていただけるんなら、私どもの会議としても、これから、もう少し具体的なお話ということになると思うんです。11月に今までの経過が全部わからないものをばっと結論だけ出されれば、当方としては原理論に立ち返らざるを得ない。申し訳ないが、そちらで懇談会をどれだけ苦労してなさろうが、野川先生がどれだけ汗をおかきになるろうが、そのことは敬意を表すけれども、当会議としては、申し訳ないが、出たところで、もう一回原理論に立ち返せても

らうという対応になる可能性が十分あります。随分待ったつもりですから。本来なら3末で出てこなければいけない紙ですからね。どうしてもお出しいただけないということであれば、11月か何かの段階で、当会議としては振り出しに戻って戦うという態度にならざるを得ません。

長屋管理官 振り出しというと、どういうことですか。

安念主査 原理論からですよ。黒三角が続いているところは全部廃止してくださいというお願いをすることになると思います。当然ながら、それは私どものもとの立場です。海運業界も、ここ数年は随分大手を中心によかったけれども、急激に冷え込んでいるわけです。レジャー産業だって急激に冷え込んでいて、特別なサービスか何か知らないけれども、格安のところは民間とは別にあるということは、率直に言って、それは民間のレジャー産業にとっては有難い話じゃありません。我々はマクロ経済を何とか支援するという立場からやっている会議ですから、その辺については、我々の本来の任務の在り方に戻って、オリジナルにというか、最初から議論させていただかざるを得ないということになると思います。見せられないという御対応については、なぜなのか理由がよくわからないし、大変残念です。今後とも資料を出していただける要求権というのは、政令上、私どもの会議にありますので、正式の資料要求をさせていただくかどうかを含めて、当会議としても検討させていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

大橋専門委員 はい。

安念主査 では、今日はどうもありがとうございました。